

工事請負契約にかかる現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領の変更について

建設業法の改正並びに経済状況を考慮して、現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領の改正を行いません。

本改正に関しては、令和7年4月1日以降に契約を行う案件に適用されます。

なお、令和3年8月18日九総第 919 号施行の『令和2年度災害復旧工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和措置について』については、令和7年度末をもって終了を予定しています。

旧	新	特例措置(令和2年度災害復旧工事)
常時連絡が取れる体制、かつ必要に応じて速やかに工事現場に到着できること	<b>全ての工事現場が概ね直線距離で 10km 以内、</b> 常時連絡が取れる体制、かつ必要に応じて速やかに工事現場に到着できること	常時連絡が取れる体制、かつ必要に応じて速やかに工事現場に到着できること
各工事の当初請負金額が 500 万円未満	各工事の当初請負金額が <b>4,500 万円未満</b> (建築一式工事のみの場合は <b>9,000万円未満</b> )	各工事の請負金額が <b>3,500 円未満</b>
兼務できる工事件数は3件	兼務できる工事件数は <b>2件</b>	兼務できる工事件数は <b>5件</b>
災害復旧が含まれる場合は4件	災害復旧が含まれる場合は <b>3件</b> ※1	(兼任に係る工事が九重町の発注する <u>令和2年 7月豪雨災害以降の災害復旧工事</u> であること) ※2

※1 令和7年度以前の災害復旧工事も含めることができます。

※2 災害復旧工事の場合のみ特例措置を選択出来ます。

※3 改正を行った緩和措置と特例措置との併用は出来ません。どちらかの条件を選択してください。